

奈良県感染症対策連携協議会部会設置要領新旧対照表

新	旧																				
第 1 条 奈良県感染症対策連携協議会運営要領第 6 条の規定に基づき設置する部会に関し、奈良県感染症対策連携協議会運営要領に定めるもののほか、必要な事項を定める。 第 2 条 奈良県感染症対策連携協議会に、次の部会を設置する。 <table> <tr> <th>部会名</th><th>協議事項</th></tr> <tr> <td><u>発生動向・入院医療部会</u></td><td>感染症（結核を除く。以下この条において同じ。）の医療提供体制（入院体制）<u>及び発生動向</u>に関すること <u>※本部会は、感染症発生動向調査事業実施要綱（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号）第 4 の 4（2）に規定する地方感染症発生動向調査委員会を兼ねて設置するものとする</u></td></tr> <tr> <td>外来・在宅医療部会</td><td>感染症の医療提供体制（外来診療体制、自宅療養者等への医療提供）に関すること</td></tr> <tr> <td>保健所部会</td><td>感染症対応に係る保健所体制に関すること</td></tr> <tr> <td>結核部会</td><td>結核対策全般に関すること</td></tr> </table> 第 3 条 部会の庶務は、奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課において処理する。 第 4 条 第 4 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。 附 則 1 この要領は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 <u>この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u>	部会名	協議事項	<u>発生動向・入院医療部会</u>	感染症（結核を除く。以下この条において同じ。）の医療提供体制（入院体制） <u>及び発生動向</u> に関すること <u>※本部会は、感染症発生動向調査事業実施要綱（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号）第 4 の 4（2）に規定する地方感染症発生動向調査委員会を兼ねて設置するものとする</u>	外来・在宅医療部会	感染症の医療提供体制（外来診療体制、自宅療養者等への医療提供）に関すること	保健所部会	感染症対応に係る保健所体制に関すること	結核部会	結核対策全般に関すること	第 1 条 奈良県感染症対策連携協議会運営要領第 6 条の規定に基づき設置する部会に関し、奈良県感染症対策連携協議会運営要領に定めるもののほか、必要な事項を定める。 第 2 条 奈良県感染症対策連携協議会に、次の部会を設置する。 <table> <tr> <th>部会名</th><th>協議事項</th></tr> <tr> <td>入院医療部会</td><td>感染症（結核を除く。以下この条において同じ。）の医療提供体制（入院体制）に関すること</td></tr> <tr> <td>外来・在宅医療部会</td><td>感染症の医療提供体制（外来診療体制、自宅療養者等への医療提供）に関すること</td></tr> <tr> <td>保健所部会</td><td>感染症対応に係る保健所体制に関すること</td></tr> <tr> <td>結核部会</td><td>結核対策全般に関すること</td></tr> </table> 第 3 条 部会の庶務は、奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課において処理する。 第 4 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。 附 則 1 この要領は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	部会名	協議事項	入院医療部会	感染症（結核を除く。以下この条において同じ。）の医療提供体制（入院体制）に関すること	外来・在宅医療部会	感染症の医療提供体制（外来診療体制、自宅療養者等への医療提供）に関すること	保健所部会	感染症対応に係る保健所体制に関すること	結核部会	結核対策全般に関すること
部会名	協議事項																				
<u>発生動向・入院医療部会</u>	感染症（結核を除く。以下この条において同じ。）の医療提供体制（入院体制） <u>及び発生動向</u> に関すること <u>※本部会は、感染症発生動向調査事業実施要綱（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号）第 4 の 4（2）に規定する地方感染症発生動向調査委員会を兼ねて設置するものとする</u>																				
外来・在宅医療部会	感染症の医療提供体制（外来診療体制、自宅療養者等への医療提供）に関すること																				
保健所部会	感染症対応に係る保健所体制に関すること																				
結核部会	結核対策全般に関すること																				
部会名	協議事項																				
入院医療部会	感染症（結核を除く。以下この条において同じ。）の医療提供体制（入院体制）に関すること																				
外来・在宅医療部会	感染症の医療提供体制（外来診療体制、自宅療養者等への医療提供）に関すること																				
保健所部会	感染症対応に係る保健所体制に関すること																				
結核部会	結核対策全般に関すること																				